

議案第67号

すみだりバーサイドホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだりバーサイドホール条例の一部を改正する条例

すみだりバーサイドホール条例（平成2年墨田区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「使用の」を「施設等の使用の」に改め、同条第3号中「の使用」を「を使用すること」に改める。

第12条中「又は」を「、又は」に改め、「より」の次に「施設等の」を加える。

別表イベントホールの項中「33,900円」を「37,200円」に、「59,400円」を「65,300円」に、「79,100円」を「87,000円」に、「40,600円」を「44,600円」に、「71,100円」を「78,200円」に、「94,800円」を「104,200円」に改め、同表会議室の項中「3,700円」を「4,000円」に、「4,300円」を「4,700円」に改め、同表ミニシアターの項中「2,700円」を「2,900円」に、「3,200円」を「3,500円」に改め、同表ギャラリーの項中「7日」を「1日」に、「341,300円」を「53,600円」に改め、同表付記3中「2」を「付記2」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定する必要がある。